

奈良県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事 業者等の名称	主たる事務所 の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の所在 地	廃止年月日
株式会社Com munity Management ent	宇陀市榛原榛 見が丘二―八 ―一九	訪問看護ステ ーションひゅ ー つぐり―	桜井市朝倉台東 二―五三八―一 〇―	令和二年七月三 十一日